

空港における安全管理システムの整備基準

国土交通省航空局

空港における安全管理システムの整備基準 改正記録表

改正番号	改正年月日	適用年月日	章	改正概要
国空管第 85号 国空用第 125号	H17. 9. 9	H17.11.24	全	飛行場証明制度導入に伴う「飛行場における安全管理システムの整備基準」の制定
国空政第 98号 国空保第 632号 国空用第 433号	H21. 3.25	H21. 4. 1	1 3	飛行場灯火施設に関する安全管理システムとの統合及び名称変更
国空安保第 776号	H26. 3.20	H26. 4. 1	全	SSP導入に伴う ①安全指標及び安全目標値の設定及び航空安全当局への届出 ②安全にかかるリスクの管理状況の報告 ③安全情報の航空安全当局への報告の導入
国空安企第123号	R2. 8. 7	R2. 9.23	1,2,4	航空法等改正に伴う名称変更など
国官参航安 第779号	R7.11.27	R7.12.1	2,4	規則第92条改正及び「滑走路の安全確保に関する指針」制定に伴う改正 ①安全指標・目標値の共通化 ②制限区域内事故等の未然防止に係る協議会の新設 ③その他

平成17年 9月 9日制定	(国空管第85号・国空用第125号)
平成21年 3月25日一部改正	(国空政第98号・国空保第632号・国空用第433号)
平成26年 3月20日一部改正	(国空安保第776号)
令和2年 8月 7日一部改正	(国空安企第123号)
令和7年11月27日一部改正	(国官参航安第779号)

国土交通省航空局長

空港における安全管理システムの整備基準

1. 目的

本基準は、国際民間航空条約第19附属書に準拠し、空港の設置管理者が、空港における安全運用（空港の設置管理者が管理する飛行場灯火施設（国土交通大臣が設置管理する空港の灯火施設を除く。以下同じ。）の安全運用を含む。）を確保するため、空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準（平成17年9月9日付け、国空管第86号・国空建第87号・国空用第126号・国空無第169号）第7章の規定に基づき、安全管理システムの整備を行うための基準を示すものである。

2. 定義

本基準において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「安全管理システム」（Safety Management System、以下「SMS」という。）とは、安全に係るリスクを管理するための仕組みであって、必要な組織体制、責任、方針及び手順を含むものをいう。
- (2) 「空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港をいう。
- (3) 「空港施設・運用業務」とは、空港の設置管理者が、航空法（昭和27年法律第231号）第47条第1項及び同項の委任を受けた航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第92条に規定する機能確保基準（同条第19号及び第20号に規定するものを除く。）に従って空港を管理するために実施する業務の総称をいう。
- (4) 「安全指標」とは、安全性を定量的に測定するために用いる指標をいう。
- (5) 「安全目標値」とは、安全指標について、一定期間内で達成すべきものとして計画した値をいう。
- (6) 「安全達成度」とは、安全指標に基づき測定された値と安全目標値との比較により把握されるものであって、目標に対してどの程度の安全性を達成したかを示すものをいう。

- (7) 「安全に係るリスク」とは、ハザードが引き起こす事態について予測される発生確率及び重大度の組合せをいう。
- (8) 「ハザード」とは、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を引き起こす可能性のある要因をいう。
- (9) 「航空活動関係者」とは、航空機の運航に関する、又は航空機の運航を直接的に支援する活動に従事する関係者をいう。（民間航空の活動に従事するものに限る。）
- (10) 「航空安全当局」とは、国土交通省航空局（地方航空局を含む。）のうち、民間航空の安全を監督する課等をいう。

3. S M S の適用範囲

本基準に基づく S M S は、空港施設・運用業務（空港の設置管理者が管理する飛行場灯火施設（国土交通大臣が設置管理する空港の灯火施設を除く。）を含む）に適用する。また、同一組織で他の S M S が整備されている場合は、その統合を妨げない。ただし、 S M S を統合する場合は、各々の S M S が適用される範囲及び役割を明確にしておくものとする。

4. S M S の整備

空港の設置管理者は、以下に示す基準に従い、 S M S を整備しなければならない。

4. 1 安全方針及び目標

(1) 安全方針

空港の設置管理者は、安全は空港施設・運用業務における最優先の課題であることを明記した上で、以下の事項を含む安全方針を策定し、自らの署名を入れ、組織内に周知するものとする。

- ① 空港施設・運用業務に係る関係法令、規則及び基準類の遵守
- ② 空港施設・運用業務に係る安全に関する情報の取扱い
- ③ 空港施設・運用業務に係る安全に関する教育及び訓練の実施

(2) 安全指標及び安全目標値

① 設定

空港の設置管理者は、(1)の安全方針を踏まえ、次に掲げる観点から妥当な安全指標及び安全目標値を設定するものとする。

a) 安全指標

- イ. 空港施設・運用業務の特性を表したものであること
- ロ. 測定可能なものであること

b) 安全目標値

過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善（現状が最高の安全性を示し、これ以上の改善ができない場合は、維持を含む。）した値であること

c) 共通指標

次の安全指標を全ての空港の共通指標として設定し、安全目標値を定め目標達成に取り組むこと。

- イ. 空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある航空事故発生率
 - ロ. 空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある重大インシデント発生率
 - ハ. 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人が死傷した事態又は航空機が損傷した事態（「安全情報等取扱指針」「5.安全に関する情報の報告5.1報告の内容(1)対象事態③イ」に定める事態に限る。）の発生率
- 二. 滑走路（航空情報により閉鎖中であることが公示されているものを除く。）へ人又は車両が管制機関等の進入許可を得ずに進入する事態又は滑走路上で管制機関等との連絡体制を維持できなくなる事態の発生率

② 届出

空港の設置管理者は、設定した安全指標及び安全目標値を、航空安全当局に届け出るものとする。安全指標及び安全目標値を変更する場合も同様とする。また、当該届出手続きの詳細については、別途定める指針によるものとする。

4. 2 安全管理体制

(1) 責任の明確化

空港の設置管理者は、当該空港管理組織内における安全に関する各部署等の責任を明確化するものとする。

(2) 安全管理責任者及び安全管理委員会

- ① 空港の設置管理者は、SMSの構築・運営の統括者として安全管理責任者を配置するものとする。
- ② 安全管理責任者は、空港管理組織の長を座長とし、同組織の関係者で構成される安全管理委員会を定期的及び必要に応じて開催し、SMSが適切、妥当、有効であるかを評価し、継続的な改善体制を確立するものとする。
- ③ 安全管理責任者は、空港の規模に応じ、安全管理責任者を補佐する安全管理組織を立ち上げるものとする。

(3) 空港委員会

空港の設置管理者は、制限区域の安全運用に關係する者で構成する空港委員会を立ち上げ、安全に関する情報の共有化を図るものとする。

(4) 制限区域内事故等の未然防止に係る協議会

規則第92条第18号に規定する協議会は、空港の設置管理者及びグランドハンドリング事業者で構成し、制限区域内における事故等を未然に防止するための取組を推進させるため、次のとおり協議を実施するものとする。

なお、(3)の空港委員会等の既存の会議体の一部をもって本協議会とすることができます。また、本協議会には制限区域内の事故の防止に關係する他の事業者等も追加することができます。

- ① 本協議会を通じて、空港の設置管理者が定める安全方針や安全目標値等に関する

る情報についてグランドハンドリング事業者に共有し、空港内の安全性を向上させるための諸活動について協調して取り組むよう、グランドハンドリング事業者との連携を強化するものとする。

② 本協議会により、制限区域内の事故等に係る事前予防的な安全措置について協議し、空港全体で制限区域内の事故等を低減するため、継続的に PDCA サイクルを実行する取組を推進するものとする。

③ 上記②の取組については、航空安全当局が通知する安全情報を用い、他空港で発生した制限区域内の事故等について、関係する事業者等とともに、空港施設等の環境的ハザードやグランドハンドリング業務によって発生する事故等のリスクの洗い出し、各事業者が実施している事前予防的な安全措置の有効性の確認やその手順等の共有、追加の措置の実施に係る議論に空港一体となって取り組むものとし、その事例に応じた未然防止策を取りまとめ、航空安全当局に報告するものとする。

なお、航空安全当局から通知する事案事例にかかわらず、必要に応じて空港の設置管理者が管理するそれぞれの空港において発生した制限区域内事故等についても、同種の事例の発生を防止するための取組として適切に協議し予防に努めるものとする。

④ 上記①から③の取組は、空港の設置管理者が主体的に取り組むこととし、グランドハンドリング事業者の安全文化を醸成させるため、一層グランドハンドリング事業者との連携を強化するよう努めるものとする。

(5) S M S の文書化

空港の設置管理者は、安全目標値の達成に必要な取組やスケジュールを記載した安全管理計画を策定するなど、S M S に関する手順の標準化を図るため、文書化を推進するものとする。また、空港管理組織に所属する職員が、S M S に関する全ての記録を参照し内容を確認することができるよう、適切に管理するものとする。

4. 3 安全に係るリスクの管理

空港の設置管理者は、安全に関する情報を収集して分析し、その結果からハザードを特定するとともに、当該ハザードの安全に係るリスクを把握した上で、必要に応じ、当該安全に係るリスクを低減するための措置を実施し、当該措置の有効性を評価する取組を循環的かつ継続的に実施するものとする。

また、これら一連の手順についてはあらかじめ定めておくものとする。

(1) 安全に関する情報の収集

空港の設置管理者は、空港管理組織に所属する職員のみならず、広く航空活動関係者より、安全に関する情報を収集することとし、収集した情報は、適切に分析し、必要な措置を講じるとともに、その内容を安全管理委員会に報告するものとする。なお、安全に関する情報の収集にあたっては、報告者の保護に関する方針について明確化するものとする。

(2) 空港施設・運用業務の実施状況の把握

空港の設置管理者は、空港施設・運用業務の実施状況及び施設、機器、設備又はシステム等の性能を常に把握し、問題があれば必要な措置を講じるとともに、その内容を安全管理委員会に報告するものとする。

(3) 空港施設・運用業務の変更に係る事前安全評価の実施

空港の設置管理者は、空港施設・運用業務及び施設、機器、設備又はシステム等の安全上重要な変更については、事前に安全確保上問題がないか評価を行い、その結果を安全管理委員会に報告するものとする。

4. 4 安全の保証

(1) 安全達成度の測定及び監視

空港の設置管理者は、当該空港管理組織の安全達成度を測定し、分析・評価を行うことにより、SMSの継続的な改善や、安全上の懸念のある業務を特定した重点的な安全に係るリスクの管理に役立てるものとする。

また、これらの一連の手法と管理手順についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 定期的内部監査の実施

空港の設置管理者は、SMSの継続的改善のため、定期的に空港管理組織内の内部監査を実施し、当該空港におけるSMSの適合性、妥当性及び有効性を評価するものとする。なお、当該内部監査において不適合事項が見受けられた場合は、その是正措置を講じ、不適合事項とともに安全管理委員会に報告するものとする。

(3) 安全に係るリスクの管理状況の報告

空港の設置管理者は、航空安全当局に対し、定期的に、又は報告を求められた際に、当該空港設置管理者が検証した安全に係るリスクの管理状況を報告するものとする。報告方法等の詳細については、別途定める指針によるものとする。

(4) 安全に関する情報の報告

① 航空事故、重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態に関する情報

空港の設置管理者は、航空事故、重大インシデント又は安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合に、その原因となった事業者等から当該事態の発生を報告させる仕組みをあらかじめ構築するとともに、航空安全当局に対し、事象の概要、自らが実施した安全措置、空港施設・運用面における発生原因の調査及び再発防止対策の検討結果を速やかに報告しなければならない。

なお、報告しなければならない事象の範囲、報告の方法等については、別途定める指針によるものとする。

② 安全上の支障を及ぼす可能性がある事態に関する情報

空港の設置管理者は、①以外の事態で、安全上の支障を及ぼす可能性があったと思われる事態について、航空安全当局が確立する自発報告制度により、報告するものとする。

4. 5 更なる安全性の向上のための取組

(1) 定期的安全教育の実施

空港の設置管理者は、制限区域内の安全な運用に關係する者に対し、定期的な安全教育を実施し、関係法令等の遵守の重要性を啓発するものとする。

(2) 能力の定期的な確認及び訓練の実施

空港の設置管理者は、制限区域内の安全な運用に關係する職員が、適切な能力を有していることを定期的に確認し、必要な場合は再訓練を行う体制を確立するもの

とする。

(3) 安全に関する情報の共有化

空港の設置管理者は、所属する全ての職員に対して、当該空港及び他の空港において発生した事例等、安全に関する情報を提供し、共有するとともに、類似事象等の発生を未然に防止するよう努めるものとする。